

広島市立中学校の生徒の死亡事案に係る調査報告書について（報告）

1 事案の概要

- (1) 発生日時 平成29年7月24日（月）7時25分頃
- (2) 発生場所 広島市立中学校駐車場
- (3) 被害生徒 中学校第3学年女子生徒

2 広島市いじめ防止対策推進審議会への諮問

平成29年9月8日、教育委員会は、いじめ防止対策推進法第28条第1項に基づき、次の調査を諮問した。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 1 いじめの事実の全容について 2 学校等の対応について 3 死亡に至る過程や心理の検証について 4 今後の対応と再発防止について |
|--|

3 広島市いじめ防止対策推進審議会による審議

- (1) 審議会の構成 委員5名及び専門委員1名
- (2) 審議経過 平成29年9月8日から平成30年12月28日までの間、計35回
(審議会24回、資料検討会11回)
- (3) 答申日 平成30年12月28日

4 答申の内容（概要）

(1) 本件に係る背景

ア 被害生徒について

温厚で素直、非常に真面目で几帳面。清掃活動や給食当番等やるべきことは責任を持って行う。清掃後には雑巾を一枚ずつ、しわを伸ばして丁寧にかけていた。

決められたことやルールを守らないといけないという感覚が強く、学校に行かなければならないなどルールは絶対守らないといけないという意識が強かった。

相手の気持ちを理解し、適度な距離感をもって人と関わるのが難しいことがあった。

イ 学校・学年全体の状況

(7) 小学校（平成21年度～平成26年度）

低学年（1・2年）の頃から高学年（5・6年）に至るまで、3、4人の加害生徒等が、被害生徒を含めた不特定多数の児童に対し、悪口・暴言等の嫌がらせを行っていた。教員は、嫌がらせに対して指導を行ったが、一定期間収まることはあっても、完全に解消することはなかった。

(f) 中学校第1学年（平成27年度）

被害生徒の学年では、4月の入学式の翌日から、加害生徒等のうち数人が不特定多数の生徒に対し暴言を言い、指導に反発するなど問題行動が発生していた。当該数人は、指導を行った教員に暴言を言うことも多く、6月には、指導した教員に殴りかかる事案も発生した。

加害生徒等は教員に対する不信感を示し、教員が現認しないと加害行為を認めないなどしたため、教員は加害生徒の特定とその後の指導に苦心していた。

校長ら管理職は、年度当初から、当時の3年生数人の問題行動への対応に追われ、教育委員会に相談したり、警察と連携したりしていたが、被害生徒の学年には手が回らず、日々発生する問題行動に対し、動きのとれる教員で随時対応していた。

(g) 中学校第2学年（平成28年度）

学年全体に落ち着きがなく、授業中の徘徊や暴言などの問題行動を行う生徒が各学級に2、3人いた。指導をした教員に、暴言を言うなど反省しない生徒も複数いた。前年度に続いて対教師暴力も複数発生したものの、警察と連携しないこともあった。

加害生徒等が不特定多数の生徒に暴言を言い、教員が現認しない限り認めない状況は前年度から継続しており、依然として教員は加害生徒の特定とその後の指導に苦心していた。

(h) 中学校第3学年（平成29年度）

授業中は、徘徊や暴言などの問題行動が見られなくなったが、休憩時間中などに、加害生徒等以外の一部の生徒も平気で暴言を口にしていたほか、教員の悪口を聞こえるように言うなど、教員に対する不信感を示していた。

加害生徒等の中には、指導をした教員に暴言を言い、注意しても暴言の事実をごまかす生徒もいた。被害生徒の学級の中でもきつい言葉が発せられることがあったが、それをいさめる生徒はなく、無関心な態度や、あまり近寄りたくないといった雰囲気がクラス全体を覆っていた。

(2) 諮問事項1「いじめの事実の全容について」

ア 小学校（平成21年度～平成26年度）

低学年（1・2年）の頃から、高学年（5・6年）に至るまで、3、4人の加害生徒等から暴言、嫌がらせを受けていたと推認する。

6年時、あからさまな嫌がらせはなかったが、席を離されるようなことはあった。

イ 中学校第1学年（平成27年度）

年度当初から、年間を通じて、何人かの加害生徒等から頻繁にからかわれたり、悪口・暴言を言われたりしていた。その場面は、休憩時間や授業中など、学校生活の様々な場面で行われていたと考えられる。また、掃除時間には、掃除の手順の一つである机の移動の際、被害生徒の机を誰も触ろうとせず、結果、被害生徒の机の列だけ定位置に在り続ける、といった疎外的な扱いも受けていた。

加害生徒等の人数は、同じ小学校出身の3、4人から、他の小学校出身の者も含めた5～8人程度に広がっていった。

ウ 中学校第2学年（平成28年度）

1年時に見られた何人かの生徒によるからかいや悪口・暴言は、2年生になって、より多数の生徒によるものへと変化していった。1年時のこととしては挙げられなかった「消しゴム片を投げる」という行為や「被害生徒が居ない時に、その机を蹴る」という行為、「被害生徒自身や、その持ち物等を汚い物のよ

うに扱う」という行為が情報の中に加わっていることを考慮すると、いじめと考えられる行為は、より頻繁かつ多様になっていたと推認する。

当時の担任が、被害生徒の希望に反する形で、加害生徒等を学級の生徒全員の前で指導した際、加害生徒等が納得せず、陰で加害側からの報復が発生し、かえって被害生徒に対する悪口・暴言が激化することが少なくとも2回あった。

エ 中学校第3学年（平成29年度）

1年時から2年時にかけて続いたからかいや悪口・暴言は、3年生になっても同様に継続していたと推認する。3年生になってからのからかいや悪口・暴言に関する情報は、2年時のものより更に多い。「死ぬ」に代表される脅し文句もより頻繁に言われるようになったことがうかがえる。また、授業中のからかいや冷やかし行為、休憩時間中も含めて常態化した「汚い物扱い」に加えて、始業前に傘で叩かれたり下校中に小石を投げられたりしたことも新たに確認されていることから、2年生から3年生へと学年が進んでいじめがより深刻になったと推認する。

(3) 諮問事項2「学校等の対応について」

ア 小学校の対応の問題点

児童間の好ましい人間関係構築のための取組が十分ではなかった。

イ 小学校から中学校への引継ぎの問題点

中学校入学に向け、被害生徒に対する小学校での支援状況や中学校で必要と考えられる支援の在り方などについて、中学校への引継ぎがなされなかった。

ウ 中学校の対応の問題点

(7) いじめへの対応

一定の情報共有はあったものの、組織的な方針検討や指導には至らず、「関係機関や専門家等との継続的な連携」も行われなかった。被害生徒を含む嫌がらせを受けた生徒に対し、心身の苦痛をどの程度感じているか把握し、ケアするなどの有効な対応が行われなかった。

(4) 生徒の実態把握、支援方法の検討

配慮を必要とする生徒について、リストにある限られた情報を確認するに止まり、実態の把握や必要な支援についての検討がなされなかった。

(7) 学級編制

被害生徒の精神的な支えとなるような生徒や担任との人間関係に配慮した学級編制等が不十分であった。

(2) いじめ防止の取組について

加害行為に教員の意識が集中し、本来、被害側の視点に立つて行うべきいじめの認知が行われなかった。

エ 教育委員会の対応の問題点

(7) 教員の体調不良等で学校運営に支障が生じつつある中で、加配の措置など重点的な人的支援を行ってはいったものの、事後的な指導助言が十分ではなかった。

(4) 学校に対する様々な通知・説明に、学校現場が直ちに実践できるような具体的な内容が少なく、また、学校の状況に応じた指導助言が十分でなかった。

(7) 学校の実態把握のための調査項目の検討、調査結果の検証が十分ではなかった。

- (E) 生徒指導に係る内容の研修は実施していたものの、研修後の各学校における取組状況等に応じた指導助言が十分でなかった。

(4) 諮問事項3「死亡に至る過程や心理の検証について」

ア 検討事項

- (7) いじめが、被害生徒の死亡にどの程度影響したか。
(4) 被害生徒の死亡に影響を与えた他の事柄は何か。また、その事柄が、いじめと比してどの程度の影響を与えたか。

イ 死亡に至る過程

- (7) 小学校低学年（1・2年）の頃から、いじめが断続的に続く中、被害生徒は、「自死する子どもに見られる心理」、その中でも特に「無価値感」を形成していった。
(4) 中学校でも、いじめが断続的に続く中、被害生徒は、2年時には「限界」に近いことを感じていたが、交友範囲が広がり、仲の良い友達を「素の自分を受容してもらえ心への支え」とし、休憩時間に雑談することなどで心を癒し、いじめで減らされた「生きるエネルギー」を回復していた。
(7) 中学校3年時の学級編制で心の支えとなる仲の良い友達がいなく状況となる中、特に6月以降、頻度を増したいじめにより、更に「孤立感」を深めるとともに、無価値感を強め、「生きるエネルギー」を消耗していった。
(E) 被害生徒にとって、高等学校のオープンスクールに行き志望校を決めることは、かねてからの夢であり、亡くなる10日前頃、それを達成して進学意思を周囲に伝えていたが、修学旅行の時のように「生きるエネルギー」を回復させ、希死念慮を解消するに至るまでのものではなかった。
(7) 自死直前の兆候としては、平成29年6月頃から休憩時間に友達が教室の前に来て出てくることなくなくなるなどの「行動の変化」、7月頃の「別れの用意（「残された手紙」の作成）」、亡くなる4・5日前に「別れの用意（大切なものをあげる）」、前日に「自死のほめかし」が認められる。被害生徒は、その直後の7月24日、あたかも「生きるエネルギー」が尽きたかのように亡くなった。
(4) 以上の過程を踏まえると、被害生徒が死を決意した時期の明確な特定はできなかったが、衝動的に「死」に至ったものというよりは、「生きること」への限界を超えたと意識する中で、その時を迎えたものと推認する。

ウ 検討結果

- (7) いじめが、「自死する子どもに見られる心理」の全ての項目に作用しており、被害生徒の死亡の主たる原因となったと推認する。
(4) 被害生徒の死亡に影響を与えた他の事柄としては、「被害生徒の特性への理解と対応」、「中学校3年時の学級編制」があったと推認する。特に前者については、仮に、被害生徒の特性を正しく理解し、被害生徒に寄り添った十分な対応がなされていれば被害生徒がいじめを受けていた状況を少なからず改善することができたであろうという点で、いじめが死亡の主たる原因となったことに大きく影響したと考えられる。その他には、「宿題・提出物の負担」等もあったと考えられる。

これらの事柄が被害生徒の死亡に与えた影響は、いじめと比肩するほど大きくなかったものの、背景的・間接的な原因にはなつたと推認する。

(5) 諮問事項4「今後の対応と再発防止について」

ア 教員と児童生徒との信頼関係の構築

教員と児童生徒との信頼関係は教育活動全体を通じて培われていくものであり、特に、いじめ問題については、学校と教育委員会が一体となって以下のことに取り組むとともに、個々の教員が、いじめの兆候を見逃さない鋭い感性と人権感覚を身に付け、学校の取組のあらゆる場面において「いじめは重大な人権侵害であり、絶対に許さない」ということを繰り返し発信することにより、児童生徒、保護者及び地域から信頼される学校づくりを行う。

イ いじめの未然防止と早期発見及び適切な対応

学校は、いじめの未然防止、早期発見及び適切な対応を図るため、次のことについて、児童生徒の実態に応じて創意工夫して取り組む。

(7) いじめの未然防止（支持的風土の醸成された学級づくり）

- a いじめに係る個人の権利について法的な視点からの知識や理解を深めさせるとともに、互いを尊重する人権意識の向上を図る学習（道徳）
- b 豊かで深い学びの実現に向け、生徒指導の三機能を生かすとともに、児童生徒間の良好な人間関係づくりの促進と対人関係能力の育成を図る協同学習を取り入れた授業づくり（各教科等）
- c 「特別な教育的支援を必要とする児童生徒」を含む全ての児童生徒が互いの多様性について理解し、良好な人間関係を構築していくためのスキルを計画的に習得させる学習（特別活動：学級活動）
- d いじめについて、ロールプレイを取り入れるなどして、加害側や被害側だけでなく、周囲で囃し立てる観衆や、無関心を装う傍観者など、様々な立場から体験的に考えさせる学習（道徳）
- e 児童生徒による主体的ないじめ防止の取組（特別活動：児童会・生徒会活動） など

(4) いじめの早期発見及び適切な対応

- a いじめの被害等について児童生徒が回答しやすいアンケートの内容及び方法の工夫
- b 人間関係上の悩みを含めて相談しやすい教育相談の実施
- c 様々な立場の児童生徒が、関係機関が開設する相談電話やSNS相談窓口なども含む多様な方法を用いてSOSを出すことができる環境の整備と、児童生徒自身がそれらを活用する力の育成（「相談機関マップづくり」などを通して利用しやすくする取組など）
- d いじめへの組織的かつ適切な対応に係る教員の役割や組織運営の在り方 など

教育委員会は、これらの取組について、「いじめ問題に関する指導の手引き」のような基礎的な指導資料やリーフレットのような要点を簡潔にまとめた指導資料において具体的に示すとともに、特に成果を上げている事例について市全体に広める取組を積極的に推進する。

ウ 校内組織体制の構築

学校は、生徒指導の中心的役割を担う生徒指導主事とは別に教育相談担当教員を校内組織に位置付け、次のような役割分担と連携を行うことにより、校内組織体制の充実を図る。

(7) 生徒指導主事が推進すること

被害側の思いを尊重した対応と加害側への効果的な指導を組織的に行うに当たって、その中心的な役割を果たすとともに、取組の基盤となる校内組織体制の充実を図るため、次のことを担当する。

- a 「学校いじめ防止委員会」を中心とする実効的な校内組織の構築
- b 管理職等からの指示・伝達や職員間の情報共有が確実にできるシステムの構築
- c 心理・福祉等の専門家を含む「チーム学校」が実働していくための取りまとめ など

(4) 教育相談担当教員が推進すること

支持的風土の醸成された学級づくりによる未然防止の取組を学校全体で進めるに当たって、その中心的な役割を果たすとともに、取組の基盤となる校内組織体制の充実を図るため、次のことを担当する。

- a 心理・福祉等の専門家と連携した計画的・組織的な教育相談の実施
 - b 児童生徒の実態に応じた随時の教育相談の実施 など
- (6) 生徒指導主事と教育相談担当教員とが連携して推進すること

いじめの積極的認知を徹底することによる早期発見と、いじめにつながる可能性がある行為も含めて適切な対応を行うとともに、取組の基盤となる校内組織体制の充実を図るため、次のことを連携して行う。

- a 的確な実態把握と情報共有
- b 保護者・関係機関との連携
- c 小中学校9年間の切れ目のない支援 など

教育委員会は、こうした校内組織体制を実効的に機能させるようにするために、全ての学校において、生徒指導主事や教育相談担当教員を専任化することが望ましいが、教員配置や学校の実態等を十分に踏まえ、特に必要があると考えられる学校に対して教員の加配措置による専任化を図り、その学校をモデル校として、好ましい実践事例等を各学校に普及・啓発する取組を行う。

さらに、教育委員会は、小中学校9年間の切れ目のない支援の実現に当たり、各学校における個々の児童生徒に係る情報の適切な管理の在り方、進級・進学時の引継ぎの場の設定や引継ぎの方法、引き継ぐべき情報などを具体的に示した本市の指針を示す。

特に、小学校から中学校への進学時においては、確実な引継ぎを徹底するとともに、教育委員会として、次のことに取り組み、把握した状況を踏まえ、各学校へ適切な指導・助言を行い、小中学校9年間の切れ目のない支援の実現を図る。

(I) 学校の取組状況の把握

- a 「個別の指導計画」等の作成が必要な児童生徒の指導計画の把握
- b 計画に基づいた指導・支援の取組状況の把握 など

(II) 進級・進学後の引継ぎ及び適応の状況の把握

- a 進級後の「個別の指導計画」等の更新状況の把握
- b 進学後の、当該生徒の現況（進学先の学校の取組状況を含む。）の把握 など

また、学校は、当該計画等が保護者にとっても進路選択に当たって非常に重要な情報であることを踏まえ、随時、保護者に説明し、理解と合意を得る。

なお、教育委員会は、小中学校9年間に限定した取組だけでなく、小学校入学前に在籍していた施設（保育園、幼稚園、認定こども園など）との連携や、中学校卒業後の高等学校との連携についても具体的に検討することが望まれる。

エ 教員の資質能力の向上に係る研修の充実

教育委員会は、校内組織体制の中心となる生徒指導主事及び教育相談担当教員に対し、教育センター等において、次のような集中的かつ具体的な研修を実施する。

(7) 生徒指導主事を対象とする研修

- a 校内組織体制の構築に当たっての生徒指導主事の役割

- b 実効的な「チーム学校」の運用
- c 保護者・関係機関との効果的な連携 など

(4) 教育相談担当教員を対象とする研修

- a 教育相談の基本と教育相談担当としての役割
- b 支持的風土の醸成された学級づくりの取組
- c 学校全体で進めるいじめの未然防止の取組
- d 保護者・関係機関との効果的な連携 など

また、教育委員会は、研修参加者が学んだ内容を学校に持ち帰って広め、他の教員の資質能力の向上に資するため、校内研修で使うことができる研修資料を提供したり、指導的な立場で校内研修をどのように計画・実施したかについて全体で共有する場を設定したりするなど、事後的な支援を行う。

オ 地域との連携の推進

学校は、地域との連携の強化を図るため、次のことを推進する。

(7) 学校から地域への積極的な情報発信

- a 学校だより等の配付やホームページの公開
- b 学校行事等の公開（地域住民を積極的に招待するなど） など

(4) 学校と地域とが協力した教育活動

- a 「学校協力者会議」での学校の現状と課題の共有、課題解決に向けた協議
- b 登下校や学校生活の見守り、学習支援や部活動支援、学校行事等への地域住民の参加
- c 地域でのボランティア活動や行事等への児童生徒の参加 など

カ 教員が児童生徒と向き合える時間の確保

教育委員会は、以上の取組を進めるに当たっては、教員の果たすべき役割が質的にも量的にもこれまで以上に増大することを踏まえ、教材研究の際の児童生徒の実態分析や、休憩時間等、授業以外の時間帯の様子の観察、様子が気になる児童生徒への随時の教育相談の実施など、教員が児童生徒と十分に向き合い、教員と児童生徒との信頼関係を構築していくことができる時間を確保するために、教員の業務の負担軽減を進める。

具体的には、校内組織体制の強化に向けた対応策を検討するとともに、例えば、次のような、学校における様々な「働き方改革」の取組を推進する。

- (7) 部活動指導員の配置を促進し、部活動に係る負担軽減を図る。
- (4) 緊急時の連絡について学校として保護者等に丁寧な説明を行った上で留守番電話を設置することにより、勤務時間外における外部からの問合せに係る負担軽減を図る。
- (5) 授業準備に係る事務作業をサポートするスタッフを配置することにより、当該事務作業に係る負担軽減を図る。
- (4) ICT機器の配備を促進することにより、事務作業に係る負担軽減を図る。 など

また、教育以外の専門性が求められる「学校における法律問題」、「各種要望への対処」等のため、法律の専門家から支援を受けたり、専門的な知見を直接聞いたりすることができるような仕組みづくりなど、学校における法律の専門家の活用を推進する。

キ その他

- (7) 本市全体としての基本方針（「広島市いじめ防止等のための基本方針」）の見直し

以上の取組を総合的に推進し、全ての児童生徒が安心して通うことができる学校づくりを行うため、市としてのいじめ防止の根幹となるべき基本方針の見直しを行う。

(4) **今後の検証と見直し**

提言に基づくいじめ防止等の取組を効果的かつ効率的に実施するには、当該取組の定期的な検証、それに基づく見直しが不可欠である。

審議会は、「広島市いじめ防止等のための基本方針」に基づく取組の推進状況について審議する役割も担っており、答申後も、提言を踏まえて実施される当該取組を定期的に検証する。

教育委員会は、検証結果を踏まえて、随時、取組の見直しを図る。